

## 4章 景観重要公共施設の景観指針

### 1. 景観重要公共施設の概要

大阪市景観計画では、景観の骨格を構成する重要な要素である道路、河川、公園などの公共施設のうち、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川、都市公園などを景観重要公共施設として指定しています。これらの公共施設は、周辺の土地利用や景観と調和した整備や管理を行うことが大切です。

#### (1) 景観重要公共施設の位置



## (2) 整備の手続き

景観重要公共施設の整備にあたっては、景観形成の目標及び基本方針並びに重点届出区域（御堂筋地区・中之島地区）の景観形成方針及び基準を踏まえるとともに、各施設の整備に関する事項を遵守することが必要です。

### ①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

- ・ 歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとすよう努める。
- ・ 連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・ 公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
- ・ 上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。(※)

※大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を合わせてご確認ください。

### ②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の整備に関する事項

- ・ 護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・ 公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

### ③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

- ・ 公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの利便施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。  
今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

景観重要公共施設の整備を行う場合は、整備箇所や実施時期などをあらかじめ景観行政団体の長（計画調整局（都市景観担当））に通知してください。通知の時期、様式等は景観計画の届出に準じることとします。

#### ※適用除外項目

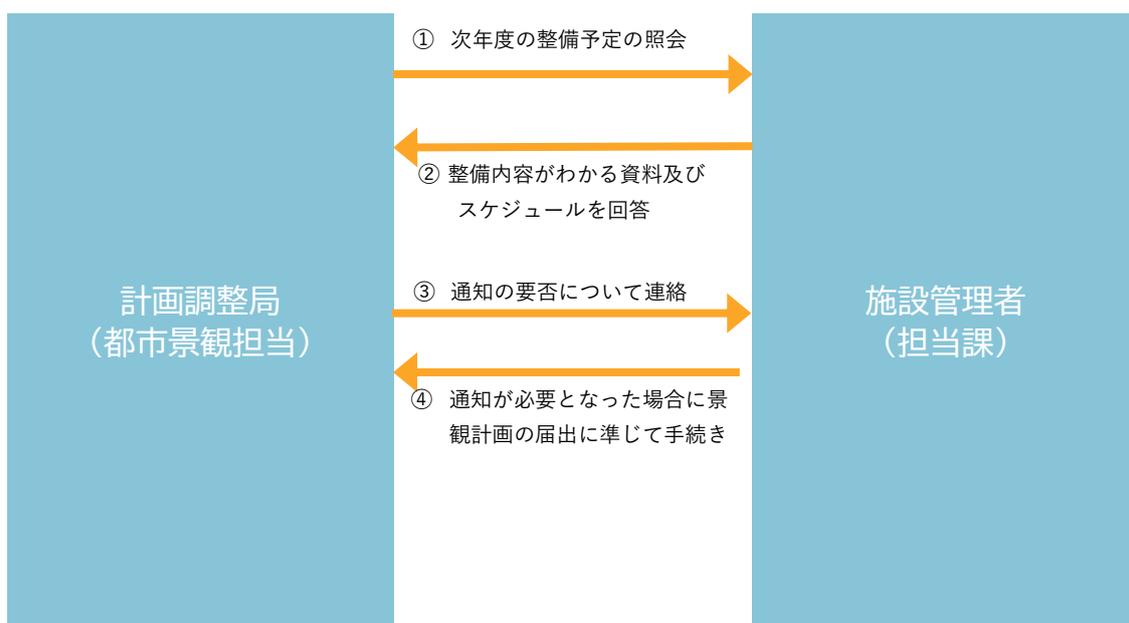
次の整備については、整備に関する事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

#### 留意事項

- ・ 景観重要道路等において、埋設管工事等に伴い、平板舗装やILB舗装を一時的にアスファルトで舗装を仮復旧する場合は(ii)又は(iii)に該当するものとします。
- ・ (v)の事業コンペを行う場合は、コンペ前にスケジュールと設計条件について、計画調整局（都市景観担当）へ情報提供してください。また、コンペの結果についても、計画調整局（都市景観担当）へ報告してください。
- ・ (v)の有識者に意見聴取した場合は、その結果を計画調整局（都市景観担当）へ報告してください。

## 手続きの流れ



### (3) 占用等の許可の手続き

景観重要公共施設において占用等の許可の申請を行う場合には、景観形成の目標及び基本方針並びに重点届出区域（御堂筋地区・中之島地区）の景観形成方針及び基準を踏まえるとともに、各施設の占用等の許可の基準に適合することが求められます。

#### ①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

- ・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下鉄出入口上屋・吸気塔類等）の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。（※）

※大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を合わせてご確認ください。

#### ②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の占用等の許可の基準

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

#### ③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可の基準

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

施設管理者は、協議対象の占用等の許可手続きに際し、事業者には計画調整局との事前協議を行うよう誘導します。事業者は、計画調整局と事前協議終了後、占用等の許可手続きを行います。

※占用等の許可の手続きを行う前に設置位置、外観、色彩について景観配慮の事前協議を行います。ただし、別途、設置基準や仕様を定めており、その基準が占用等の許可の基準に合致していると認められる場合は、協議対象外とします。

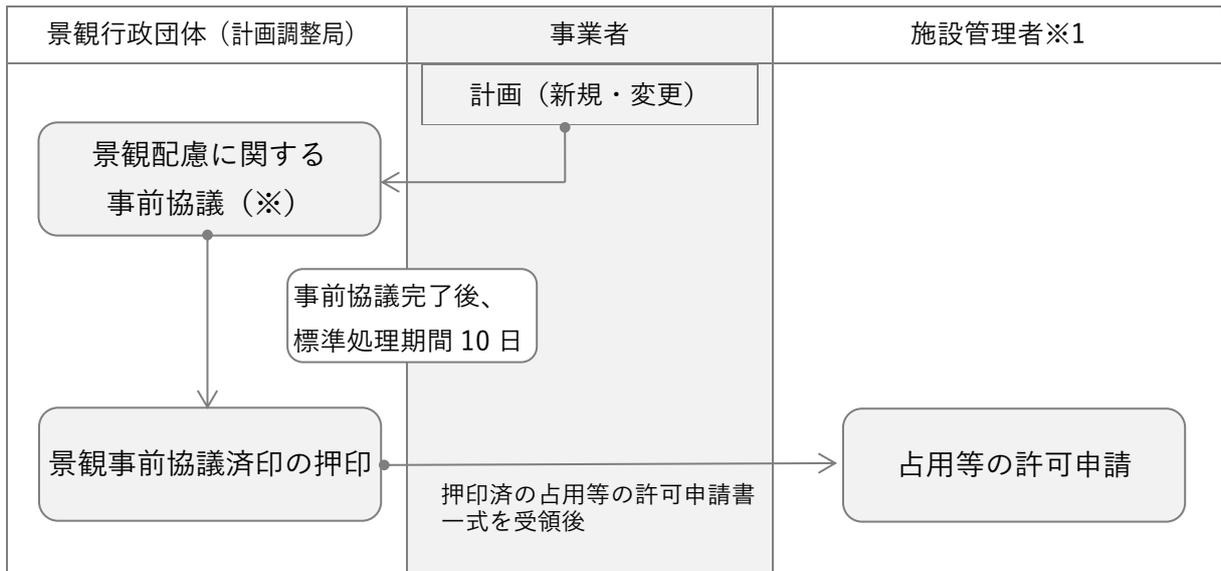
※景観協議の要・不要の判断については、計画調整局（都市景観担当）へお問い合わせください。

#### ※適用除外項目（共通事項）

次の占用等については、占用等の許可の基準は適用されません。

- 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。）
- 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- 催物等のために一時的（原則1ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。）

占用等の許可の手続きの流れ



※1 占用等の各種手続きを行う窓口について

- 御堂筋：大阪市建設局管理課、市岡工営所、野田工営所
- 土佐堀川・旧淀川：大阪府西大阪治水事務所
- 中之島公園：大阪市扇町公園事務所

※2 事前協議に必要な書類は、占用等の許可申請書一式（写し）並びにその他必要と認める図書（付近見取図、配置図、立面図（彩色が施されたものに限る。）、意匠図（彩色が施されたものに限る。）、透視図（彩色が施されたものに限る。フォトモンタージュ可。）、現況写真及び写真方向位置図です。詳しくは、計画調整局（都市景観担当）へお問い合わせください。

（※）「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」について

御堂筋では、車中心から人中心の道路空間への転換をめざして「御堂筋将来ビジョン」を策定し、その実現に向けたファーストステップとして、「側道歩行者空間化」に取り組んでいます。「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」は、シンボルストリートにふさわしい街路景観を創出するための空間づくりやデザインの考え方などを示したものです。

御堂筋の整備及び占用にあたっての景観上の考え方や個別施設のデザイン上の配慮事項を規定しています。整備や占用にあたっては「みちガイドライン」に沿って計画してください。

詳しくは、大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」をご確認ください。



「みちガイドライン」表紙

協議対象となる占用等の許可について

【景観重要道路（御堂筋）】

- ・バス停留所の上屋を新たに設置する場合
- ・電話ボックスを新たに設置する場合
- ・電線共同溝地上機器を新たに設置する場合
- ・鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下鉄出入口上屋・吸気塔類等）を新たに設置する場合
- ・占用物件の外観を変更する場合
- ・公共サイン等を路線全体において表示を見直し、再設置する場合 等



電話ボックス



周辺案内サイン・彫刻



地下出入口上屋



換気塔・吸気塔



分電盤・信号制御版



マンホール



テーブル・パラソル



パークレット

【景観重要河川（土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川））】

- ・レストランやホテルを新たに設置する場合
- ・船着場や川床を新たに設置する場合
- ・河川区域内でサインやイベント広告を1ヶ月を超えて掲出する場合
- ・占用物件の外観を変更（色彩）する場合 等



乗船場



川床



地下鉄出入口上屋



店舗

【景観重要公園（中之島公園）】

- ・公園内に新たに店舗等の建築物を設置する場合
- ・公園内で1ヶ月を超えるイベントを実施する場合
- ・公園内でサインやイベント広告を1ヶ月を超えて掲出する場合
- ・占用物件の外観を変更（色彩）する場合 等



店舗



トイレ



誘導サイン